

平戸公園及び田平公園指定管理者募集要項

平戸公園及び田平公園（以下「公園」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号、以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 対象となる施設の名称及び所在地

- (1) 名称
 - (a) 平戸公園
 - (b) 田平公園
- (2) 所在地
 - (a) 平戸市岩ノ上町地内
 - (b) 平戸市田平町小手田免地内

2 対象となる施設の概要等

(a) 平戸公園

- (1) 面積 約14.4ヘクタール
- (2) 主な施設 ふれあい広場（憩いの広場）、運動広場、展望広場、海浜広場、花園広場、児童遊戯コーナー、展望台、売店、駐車場(2箇所)、便所(3箇所)
- (3) 施設の沿革及び環境特性

昭和52年4月から供用開始された平戸大橋の完成に合わせて整備された海辺の公園です。展望所からは平戸大橋をはじめ、北九十九島、北松浦半島の美しい景観を楽しむことができます。

(b) 田平公園

- (1) 面積 約19.9ヘクタール
- (2) 主な施設 テニスコート、運動広場、ゲートボール場、子供遊戯広場、花のステージ、展望台、展望休憩所、自由広場、売店、駐車場(5箇所)、便所(6箇所)、管理事務所等
- (3) 施設の沿革及び環境特性

平戸大橋架橋を契機に平戸公園とともに計画整備された総合公園です。緑豊かな公園で眼の前には平戸島、北九十九島を一望することができます。スポーツ施設や子どもが楽しめる遊具等も設置され、春には花見の場所としても親しまれています。

3 管理運営方針

(1) 基本方針

県民にスポーツ・レクリエーション・健康の維持の場を提供し、運動、鑑賞、散策等日常的に利用し、さらに各種イベント参加によるふれあいによって、心身共に健全な人間形成に寄与するとともに、災害時においては、避難、救護活動の場を提供する等多様な機能を持つ都市施設としての都市公園の管理を行う必要があります。

(2) 維持管理方針

園地や植栽については、公園の特性を踏まえ、より安全で衛生的な質の高い維持管理水準が求められるため、適正な管理が必要です。

また、施設や設備については、公園利用者が快適、安全、安心して利用することができるよう、適正な管理や保守点検を行う必要があります。

(3) 運営方針

公園利用者の多様なニーズに対応できるような管理運営を行う必要があります。

また、公園施設の利用の促進や、都市公園を利用したスポーツの普及に寄与するような業務を行うことも必要です。

(4) これからの都市公園に求められる役割

都市公園はこれまでも県民のスポーツ・レクリエーション・健康の維持の場、地域の祭りやイベントの開催場所、ボランティアの活動の場などとして、県民の交流拠点としての役割を果たしてきました。

一方、人口減少による地域コミュニティの希薄化、地域活性化への関心の増大など社会情勢の変化を背景に、これまで以上に県民の活発な交流拠点として地域の活性化に積極的に寄与することが求められています。

こういった背景を受け、平戸公園及び田平公園の管理者として、①平戸大橋や北九十九島などの景観や桜といった固有の資源を利用し更なる公園の利活用を図ること ②県民の主体的な参加による多様な公園の利活用を図ること が必要とされます。

(5) 法令等の遵守

公園の管理運営業務を行うにあたっては、次の法令等を遵守していただきます。

- (ア) 都市公園法（以下「法」という。）、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- (イ) 地方自治法、地方自治法施行令
- (ウ) 労働基準法
- (エ) 長崎県立都市公園条例、長崎県立都市公園条例施行規則
- (オ) 長崎県個人情報保護条例
- (カ) 施設維持、設備保守点検に関する法規
水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法
- (キ) その他の関連法規

4 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次の(1)～(4)のとおりとします。

業務内容の全部又は主要な部分を第三者に対して委託することはできません。ただし主要な部分以外の業務については、専門の業者等に委託できるものとします。

業務の範囲と内容の詳細については、別添「仕様書」を参照して下さい。

(1) 公園及びその附属設備の維持管理に関する業務

- (ア) 公園区域内の竹木、芝生その他の植生の育成管理
- (イ) 公園区域内の清掃整備並びに公園施設の管理及び軽微な補修

(ウ) 公園利用者の安全の確保のため必要な措置

(2) 公園の利用に関する業務

- (ア) 公園内での行為の許可（条例第3条関係）
- (イ) 有料公園施設の利用の承認（条例第7条関係）
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)に係る利用料金の設定及び徴収事務
- (エ) 公園施設の利用行為に関する監視
- (オ) 公園の利用促進及び都市公園を利用したスポーツの普及に寄与する業務

(3) 備品の管理に関する業務

(4) セルフモニタリング

- (ア) 業務遂行の記録
 - 日常・定期的に行う施設の清掃、機器の点検、安全対策等のほか、施設の利用状況、料金の収納状況等について日報・月報に記録する。
- (イ) 利用者アンケート（定期又は随時）の実施
 - 意見箱の常設による日常的な情報収集や来園者に対するアンケートを実施する。
- (ウ) 事業報告書の作成・提出
 - 毎年度事業終了後に、管理業務に関し以下の事項などについて事業報告書を提出する。
 - ・管理業務の実施状況（人員配置、設備管理状況、故障・修繕など）
 - ・施設の利用状況
 - ・利用料金の収入実績
 - ・管理に要した経費の収支状況
- (エ) (ア)から(ウ)までに基づく自己評価
 - その良否・課題・解決策等を分析・評価し、業務改善にフィードバックする。

(5) 大規模災害発生時の緊急対応

平戸公園及び田平公園は、平戸市により災害対策基本法上の緊急避難場所として指定されています。その為、地震等の大規模災害が発生した場合は、一時的に避難住民を受け入れるため施設を開錠するなどの対応を求められる場合があります。また、具体的な指定管理者の役割は、別途県・地元市・指定管理者で協定を結び定めることとなります。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公園の運営に関して必要と認める業務

※施設の運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、行為許可及び有料公園施設に係る使用料は指定管理者の収入となります。よって、指定管理者は、管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

5 指定管理者の指定（予定）期間

- (1) 指定（予定）期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年とします。
- (2) 指定（予定）期間は、議会議決後、正式に指定期間となります。
- (3) ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公園の管理の適正を期する

ため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 対象となる施設の管理運営経費等

(1) 公園の管理運営にかかる全ての費用は、県からの負担金及び利用料金収入並びにその他の収入をもって充てるものとします。

ただし、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定規模以上の修繕及び改良は、県が実施します。

(2) 公園内の管理事務所については、県が指定管理者に貸与します。

ただし、管理事務所の使用に係る光熱水費については指定管理者の負担とし、これらの受給契約は、指定管理者が行うこととなります。

(3) 公園内の光熱水費については、全て指定管理者の負担とし、これらの受給契約は、指定管理者が行うこととなります。

(4) 県が支払う負担金の金額については、以下に定める額を上限とし、事業計画書を作成してください。なお、協定書に定める負担金額は、提案された金額に基づき、県が適正と認める範囲内で県と指定管理者の協議の上定めます。

上限額	平成31年度	38,346,000円	(消費税及び地方消費税含む 以下同様)
	平成32年度	38,693,000円	
	平成33年度	38,693,000円	
	平成34年度	38,693,000円	
	平成35年度	38,693,000円	

(5) 修繕費については他の費目に流用できないものとし、剰余金が発生した場合はこれを県に返還するものとします。

7 県と指定管理者の役割分担について

公園の管理に関する県と指定管理者の業務の分担は、下記のとおりとします。

項 目		指定管理者	県
1	施設の維持管理	◎	
2	行為の許可（条例第3条）及び使用料の徴収（条例第12条・第13条）	◎	
3	有料公園施設の利用承認（条例第7条）及び使用料の徴収（条例第12条・第13条）	◎	
4	設置・管理の許可（法第5条第1項）及び使用料の徴収（条例第11条～第13条）		◎

5	占用の許可（法第6条第1項・第3項）及び使用料の徴収（条例第11条～第13条）		◎
6	施設の補修・修繕（250万円以下の工事） ※執行にあたってはあらかじめ県と協議が必要	◎	
7	施設の補修・修繕（250万円を超える工事）		◎
8	災害復旧（本格復旧）		◎
9	苦情対応	◎	
10	事故対応	◎	
11	管 理 責 任	管理の瑕疵によるもの	◎
		設置の瑕疵によるもの	◎

8 県と指定管理者のリスク分担について

公園の管理に関する県と指定管理者のリスクの分担は、下記のとおりとします。

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		指定管理者	県
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望への対応	○	
	上記以外※1		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更への対応※2		○
	上記以外※3	○	
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更への対応※4		○
	上記以外※5	○	
事業の変更	県の責めによる理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		○
	上記以外	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		○

施設・設備の損傷	指定管理者の故意または過失によるもの	○	
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	上記以外で損害を与えた相手方が特定できないもの		○
第三者への賠償	指定管理者の故意または過失によるもの	○	
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	上記以外の事由で県の責により第三者に損害を与えたもの		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	

(以下 リスク内容の一般的な例)

- ※1 施設の新設や改修に係る要望等
- ※2 耐震基準の変更等施設改修が必要となる法令変更等指定管理料の変更を要するもの
- ※3 労働関連に係る法令改正、個人情報取扱の変更等指定管理料の変更を要しないもの
- ※4 指定管理料に係る消費税及び地方消費税
- ※5 法人税・事業所税など法人としての指定管理者に課されるもの

9 応募資格

- (1) 指定申請書を提出することができるのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他団体とします。(個人で応募することはできません。)

なお、資格を満たしていることについて、誓約書(様式1)を提出してください。

また、指定申請以降に、次に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしない又は指定を取り消すことがあります。

- (ア) 県内に主たる事務所を有していること。
- (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (ウ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- (エ) 国又は長崎県及びその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (オ) 指定までの間において、会社法(平成17年法律第86条)475条又は644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (カ) 申請書の提出期限の日以前6月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (キ) 一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置できること。

- (2) 単独で応募した法人等は、当該公園において他の応募団体の構成員となることはできません。また、1つの法人等が複数の応募団体の構成員となることもできません。
- (3) 団体が応募する場合は、団体の代表者が申請手続きを行います。また、団体が応募する場合、代表者及び構成するものの変更は原則として認めません。ただし、団体を構成するものについては、業務遂行上支障がないと県が判断した場合は、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

10 指定管理者の指定申請に関する提出書類

指定管理者の指定を受けようとするものは、以下のとおり指定管理者指定申請書（長崎県立都市公園条例施行規則 様式第18号）に、次に掲げる書類を添えて申請して下さい。

- (1) 指定管理者指定申請書（長崎県立都市公園条例施行規則 様式第18号）
- (2) 誓約書（様式1）
- (3) 事業計画書（別添様式ア）

※事業計画書の申請者名は正本のみ記載し副本は記載しないでください。

(4) 附属書類

- ① 団体等の定款又は寄付行為またはこれに類するもの
- ② 法人の場合は登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の場合は代表者の住民票（3ヶ月以内に取得したもの）
- ③ 団体等の組織図及び人員表（役員、常勤従業員、非常勤従業員等）3ヶ月以内のもの。
役員の名簿及び履歴書
- ④ 団体の概要に関する書類
 - ア) 法人又は団体の概要及び構成（別添様式イ及びウ）
 - イ) 貸借対照表（前事業年度を含む直近の3ヶ年分）
 - ウ) 損益計算書（前事業年度を含む直近の3ヶ年分）
 - エ) 営業（事業）報告書（前事業年度を含む直近の3ヶ年分）
 - オ) 決算書附属明細書又はこれに類する書類（前事業年度を含む直近の3ヶ年分）
 - カ) 共同事業体協定書（団体応募の場合のみ）（様式は任意）
- ⑤ 県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明
- ⑥ その他、施設の設置者が必要と認める書類

※②について

新たに法人等を設立する場合は、長崎県議会における指定管理者の指定の議決（平成30年11月予定）までに登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

※④ア)～オ)について

- ・新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支予算書又はこれに類する書類をもってこれらの書類の提出に代えることができる。
- ・設立2年度の団体にあつては、前事業年度にかかる書類を提出すること。

※⑤について

新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、添付を要しない。

11 募集要項等の配布

(1) 配布期間

平成30年8月1日(水) から平成30年8月31日(金) まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

(2) 配布場所

募集要項及び仕様書等については、長崎県土木部道路維持課ホームページよりダウンロードできます。また、下記窓口でも配布を行います。

◎募集要項配布窓口

〒850-8570 長崎市尾上町3-1（県庁行政棟6階）

長崎県土木部道路維持課 管理班

TEL：095-894-3142 FAX：095-820-0683

e-mail：s08130@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県ホームページ：<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/doro-kotsu/shiteikanri-doro-kotsu/>

※執務エリアは関係者以外立ち入り禁止となっておりますので、エレベーターホール付近の内線電話を利用して職員をお呼び出してください（内線番号 3142）

12 指定申請書の提出方法

(1) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1（県庁行政棟6階）

長崎県 土木部 道路維持課

(2) 提出期間

平成30年8月6日(月) から平成30年8月31日(金) まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参又は郵送によります。電子メール、ファクシミリによる提出は不可とします。

郵送の場合は書留郵便により提出期限の平成30年8月31日(金)午後5時必着とします。

(4) 提出部数

正1部、副7部（副本は複写可）計8部

また、事業計画書及び提出された資料については一切返却いたしません。

13 指定申請書等の作成及び提出上の留意事項

(1) 指定申請書等の様式等

指定申請書等の作成にあたっては、労働基準法をはじめとする関係法規を遵守する内容とします。

指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとしします。
ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

(2) 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(3) 重複提案の禁止

申請1法人につき、提案は1案としします。複数提案することはできません。

(4) 指定申請書等の再提出、差し替えの禁止

提出後の提出書類の再提出及び差し替えは、県が指示する場合を除き、認めません。

(5) 指定申請書等の取扱い

提出された指定申請書等は、理由の如何を問わず、一切返却しません。

また、指定管理者を選定する以外の目的で使用することはありません。ただし、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。なお、指定管理者候補者の指定申請書等は、指定管理者指定後、県が公表できるものとしします。

(6) 指定申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、必ず書面にて提出して下さい。（様式は任意）

(7) 指定申請に関する費用

指定申請書等の提出及びその他申請に係る費用については、全て申請者の負担としします。

(8) 不正行為の禁止

指定申請書等の記載に虚偽又は不正があった場合、その他申請法人及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合は、失格としします。

(9) 接触の禁止

申請団体及びその関係者が、審査委員及び本件募集関係者に対して、本件審査に関して公平を失する接触を行った場合は、失格としします。

14 その他留意事項

管理運営にあたっては、ISO14001の趣旨を踏まえた環境保護の活動に積極的に取り組む必要があります。

15 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の候補者を、条例第24条の規定に基づき、下記の選定基準により選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定しします。

- ①事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。また、公序良俗に反しないものであること。
 - ②事業計画書等の内容が、条例第22条に掲げる業務を行うことにより、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - ③指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った都市公園の管理を安定して行うことができるものであること。
 - ④条例の目的に照らして、設置者である長崎県との連携が十分に図れるものであること。
- (2) 指定申請以降に「9 応募資格」に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしないことがあります。
- (3) 指定管理者の指定にあたっては、県と協定を締結することとなります。指定管理者は県との協定で定めた事業計画書を基に業務を行いますが、指定管理期間中に業務改善などの提案がある場合は県との協議の上業務内容の変更が出来ます。
- (4) 業務の引継ぎ
当該募集により指定管理者が交替することとなった場合、指定管理者候補者は、指定管理者指定後に県及び現在の指定管理者と、速やかに業務の引継ぎについて協議を行い、指定期間開始までの間の引継計画を策定し、県に報告するものとします。
引継ぎにかかる費用は原則として指定管理者候補者が負担することとし、都市公園の運営業務に支障をきたさないよう引継ぐこととします。

16 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

選定は、公募による応募者の審査を行うために長崎県土木部が設置する指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行います。

(2) 審査内容

ア 1次審査（書類審査）

提出された書類について、応募資格や事業計画書の内容などを審査したうえで、2次審査（面接審査）の対象者を選定します。

1次審査の結果については、応募者全員に通知します。

イ 2次審査

申請者に対し、事業計画の内容などの説明を求め質疑を行う、面接審査を実施します。

(3) 選定委員会事務局の所管

選定委員会の事務局は、長崎県土木部道路維持課及び港湾課に設置します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、指定申請書提出者すべてに文書で通知します。

(平成30年11月頃を予定。)

(5) 審査基準及び配点

審査基準・配点等は次のとおりです。

事項	区分	配点	評価の観点	細配点		
1 都市公園に関する理解度と管理基本理念	1 住民の平等な利用の確保に関する事項	14	・平等な利用の確保に関する認識が高いか	2		
	2 個人情報の保護に関する事項		・個人情報の保護に関する認識が高いか	2		
	3 公園の効用の最大限の発揮に関する事項		・安全・安心・快適な利用を確保しながら、公園の効用を最大限に発揮する手法が記載されているか	3		
	4 管理費用の縮減及び利用料収入の増大に関する事項		・経費縮減及び利用料収入の増大に関して適切な取り組みが、具体的かつ実現性をもって記載されているか。	5		
(小計)		(14)				
2 中期計画に関する提案	中期計画について	8	・管理運営の内容に関する記載に対応して、有料公園施設の利用者数や収入の数値設定は適切なものとなっているか	4		
			・管理運営計画の中で、それぞれの実施計画により、その数値設定は達成する可能性があるか	4		
(小計)		(8)				
3 都市公園の管理運営に関する提案	(1) 供用日・供用時間その他のサービス向上について					
	1 供用日について	4	・施設の利用率を高めるような事業計画が記載されているか	2		
	2 供用時間について					
	3 その他のサービス向上について				・サービス向上が見込める提案が記載されているか	2
	(2) 利用料金の設定について					
	1 行為許可に関する利用料金設定	4	・行為許可に関する料金設定は適切か	2		
	2 有料公園施設の利用料金の設定				・有料公園施設の料金の設定は適切か	2
	(3) 安全・安心で快適な利用サービスの提供					
	1 公園内の竹木、芝生、その他の植生の育成管理について	16	・植生の育成・管理方法が適正かつ具体的に記載されているか	5		
	2 公園施設及び公園内の清掃、廃棄物等の処理処分について				・公園施設及び園内の清掃方法、廃棄物の処理・処分について、適正に具体的に記載してあるか	3
	3 利用者の安全確保のため講じる措置について				園内の安全、事故防止に関し意識が高く、その対策が適正かつ具体的に記載してあるか	2
					・危機管理に関し意識が高く、職員への徹底が記載してあるか	2
	4 公園施設等の軽微な補修について	・遊具の安全対策について、適正かつ具体的に記載してあるか	2			
		・軽微な補修についての対応姿勢が記載してあるか	2			
	(4) 公園を利用したスポーツの普及やイベントの企画等、都市公園の利用促進について					
	1 都市公園の利用促進に関する方針及び手法について	15	・都市公園の利用促進に関する方針及び手法について、具体的かつ実現性の高い提案があるか	6		
2 都市公園を利用したイベントの企画等について	・都市公園を利用したイベントの企画等について具体的かつ実現性の高い提案があるか				6	
3 県民参加型の公園運営・利活用の促進に関する取り組みについて	・県民の公園運営・利活用への主体的な参加を促すような取り組みについて具体的かつ実現性の高い提案があるか				3	
4 都市公園を利用したスポーツの普及について	・都市公園を利用したスポーツの普及について、具体的かつ実現性の高い提案があるか				2	
(小計)		(39)				
4 収支計画に関する提案	1 収入計画について	21	・管理運営の内容に対応し、適切な収入計画となっているのか	8		
	2 支出計画について		・管理運営に関する提案に対応し、適切な支出計画となっているのか	3		
				・人件費の設定に著しい不適切はないか	2	

			・管理経費の県負担の軽減が図られているか	8
(小計)		(21)		
5都市公園を管理する組織及び人員等に関する提案	1公園を管理する組織及び人員について	18	・担当の知識及び経験を有する適切な人材が配置されているか	5
			・公園の管理業務全般を行うに足りる職員が適切に配置されているか	5
			・管理体制及びその業務を安定して維持できる人的基盤・財政的基盤を有しているか	5
			・公園又は類似施設の管理実績があるか	3
(小計)		(18)		
(合計)		(100)		

17 指定管理者の業務開始までの主なスケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 指定書類受付期間 | 平成30年8月6日～平成30年8月31日 |
| (2) 書類審査 | 平成30年9月3日～ |
| (3) 指定管理者候補決定 | 平成30年10月頃 |
| (4) 議会における議決 | 平成30年12月頃 |
| (5) 指定管理者の指定の告示 | 平成31年1月頃 |
| (6) 基本協定の締結 | 平成31年2月頃 |
| (7) 年度協定の締結 | 平成31年3月頃 |
| (8) 指定管理者による管理の開始 | 平成31年4月1日 |

18 質問の受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受付けます。

- 受付期間 平成30年8月1日（水）から平成30年8月17日（金）まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 申込方法 募集要項に関する質問書（別添様式エ）に記入の上、ファクシミリにて申し込みください。
※ファクシミリ送信後に、電話にて受信確認を行ってください。
- 申込先 〒850-8570 長崎市尾上町3-1（行政棟6階）
長崎県土木部道路維持課 管理班
TEL：095-894-3142 FAX：095-820-0683
e-mail：s08130@pref.nagasaki.lg.jp
長崎県ホームページ：<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/doro-kotsu/shiteikanri-doro-kotsu/>

※執務エリアは関係者以外立ち入り禁止となっておりますので、エレベーターホール付近の内線電話を利用して職員をお呼び出してください（内線番号 3142）

19 質問への回答

18の質問に対する回答を、質問者及び質問の回答を希望する者に対して行います。質問回答希望書（別添様式オ）に記入の上、ファクシミリにて申し込みください。

- (1) 申込期間 平成30年8月1日（水）から平成30年8月17日（金）まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 申込方法 質問回答希望書(別添様式オ)に記入の上、ファクシミリにて申し込みください。
※ファクシミリ送信後に、電話にて受信確認を行ってください。
- (3) 申込先 質問申込書提出先と同じ
- (4) 質問への回答期間 平成30年8月8日（水）から平成30年8月28日（火）まで
ファクシミリまたは電子メールで質問者及び希望者あてに回答するとともに、質問及び回答内容を長崎県土木部道路維持課のホームページに掲載します。

20 参加表明書の受付

募集への参加の表明を以下のとおり受け付けます。参加表明書を提出した後に辞退する際は、書面にて辞退届(任意の様式)を提出してください。

- (1) 受付期間 平成30年8月20日（月）から平成30年8月27日（月）まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 参加表明書（別添様式カ）に記入の上、ファクシミリにて提出してください。
※ファクシミリ送信後に、電話にて受信確認を行ってください。
- (3) 提出先 質問申込書提出先と同じ

長崎県ホームページ（都市公園事業）

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/doro-kotsu/shiteikanri-doro-kotsu/>

◎問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1（行政棟6階）

長崎県土木部道路維持課 調整・管理班

TEL : 095-894-3142 FAX : 095-820-0683

e-mail : s08130@pref.nagasaki.lg.jp

様式 1

長崎県知事 中村 法道 様

誓 約 書

西海橋公園の指定管理者指定申請において、申請者の資格である以下の1～7の内容について、全て満たしています。なお、いずれか一つでも事実と反した場合は、失格となることに異議ありません。

以上、誓約いたします。

- 1 県内に主たる事務所を有していること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 3 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- 4 国又は長崎県及びその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 5 指定までの間において、会社法(平成17年法律第86条)475条又は644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- 6 申請書の提出期限の日以前6月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 7 一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置できること。

平成 年 月 日

所在地
法人等の名称
代表者氏名

印